

## 役員選考規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の定款第18条に定める役員を、総会及び理事会決議以前に選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委員会の設置)

第2条 会長は、次期役員候補者選任のため、理事会の指名する者により構成する選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 総務委員長
- (2) 会長の選任する者 若干名
- (3) 支部より選任する者 各支部より各1名

2 委員会は、委員の中から委員長を選任する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任されたときに始まり、選考した役員の就任をもって終結する。

#### (委員の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

### 第2章 委員会の業務

#### (委員会の業務)

第6条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- (1) 選考委員長の選任又は解任
- (2) 会長候補者の選考
- (3) 副会長候補者の選考
- (4) 専務理事候補者の選考
- (5) 常任理事（支部長、委員長、部会長）候補者の選考
- (6) 理事（地区長）候補者の選考
- (7) 監事候補者の選考
- (8) その他目的を達成するために必要な業務

### 第3章 委員会の招集

(招集の手続)

第7条 第1回目の委員会は、次の事項を定め、総務委員長が招集する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 委員会の目的である事項
- (3) その他必要な事項

2 第3条により委員長選任後、委員長が招集する。

### 第4章 委員会の議事

(議長)

第8条 第1回目の委員会の議長は、総務委員長がこれに当たる。

- 2 総務委員長が欠けたとき又は総務委員長に事故があるときは、委員の中から委員会において選任する。
- 3 第3条により委員長選任後、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会に出席できない委員は、委任状を提出することができる。この場合委任した委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、選考委員会の選考過程の具体的な内容について、守秘義務とする。

(議事の経過及びその結果の報告)

第12条 議長は、欠席した委員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

- 2 委員会において決議した事項は、総会開催前の直近の理事会までに報告しなければならない。

### 第5章 選考方法

(選考方法)

第13条 委員会は、定款第18条に定められた理事を慣習を考慮の上選出する。

- 2 委員会は、理事候補者の中から会長、副会長、専務理事及び常任理事を慣習を考慮の上選出する。

- 3 委員会は、会長にそれぞれ選考した次期役員候補者名簿を提出しなければならない。
- 4 会長は、前項の次期役員候補者名簿を理事会に報告、承認を得た上で総会に提出しその承認を得なければならない。

## 第6章 雑 則

(定めのない事項)

第14条 この規則に定めのない事項について、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決議を経て施行するものとする。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

## 議事録記載事項

### 別表

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名
- 4 委員会に出席した委員の氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名